

● 調理師法施行細則の一部を改正する規則

○調理師法施行細則（昭和三十四年千葉県規則第二十九号）に関する資料

改正後

改正前

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号。以下「法」という。）、「調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号。以下「施行令」という。）及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「施行規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第四条まで 削除</p> <p>(試験実施の公示)</p> <p>第五条 法第三条の二第一項の規定により調理師試験（以下「試験」という。）を行う場合においては、試験期日、試験場、受験願書の提出期限その他試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公表する。ただし、指定試験機関（同条第二項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）に試験事務（同項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）の全部を行わせる場合は、この限りでない。</p> <p>(受験手続)</p> <p>第六条 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。ただし、指定試験機関が試験事務のうち全部又は一部（受験手続に関する事務に限る。）を行う場合は、指定試験機関の定めるところによる。</p> <p>一 履歴書</p> <p>二 調理業務従事証明書（別記第四号様式の二）</p> <p>三 写真（出願前六月以内に撮影した手札型正面上半身脱帽）</p> <p>四 第二号に掲げる書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「第二号に掲げる書類」とあるのは、「当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類」とする。</p> <p>(試験委員)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号。以下「法」という。）、「調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号。以下「施行令」という。）及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「施行規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第四条まで 削除</p> <p>(試験実施の公示)</p> <p>第五条 法第三条の二第一項の規定により調理師試験（以下「試験」という。）を行う場合においては、試験期日、試験場、受験願書の提出期限その他試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ県報に公告する。</p> <p>(受験手続)</p> <p>第六条 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 履歴書</p> <p>二 調理業務従事証明書（別記第四号様式の二）</p> <p>三 写真（出願前六月以内に撮影した手札型正面上半身脱帽）</p> <p>四 第二号に掲げる書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「第二号に掲げる書類」とあるのは、「当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類」とする。</p> <p>(試験委員)</p>
--	---

<p>第七条 試験（指定試験機関が行う試験を除く。以下同じ。）に関する事務を行第七條 試験に関する事務を行わせるため試験委員を置く。</p> <p>2 試験委員は、県職員及び調理に関し、学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し、又は委嘱する。 （受験の停止及び合格の取消）</p> <p>第八条 受験者が試験に関し不正の行為をした場合は、知事は、当該不正行為に関係のある者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。 （合格証書）</p> <p>第九条 試験に合格した者には、合格証書（別記第五号様式）を交付するものとする。 （申請書等の様式）</p> <p>第十条 前条までに規定するもののほか、申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 法第五条第一項の規定による調理師名簿 別記第六号様式</p> <p>二 施行令第十一条第一項の規定による調理師名簿訂正申請書 別記第七号様式</p> <p>三 施行令第十二条の規定による調理師名簿登録消除申請書 別記第八号様式</p> <p>四 施行令第十三条第一項の規定による調理師免許証書換交付申請書 別記第九号様式</p> <p>五 施行令第十四条第一項の規定による調理師免許証再交付申請書 別記第十号様式</p> <p>六 施行令第十四条第四項及び第十五条の規定による調理師免許証返納書 別記第十一号様式</p>	<p>第七条 試験に関する事務を行わせるため試験委員を置く。</p> <p>2 試験委員は、県職員及び調理に関し、学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し、又は委嘱する。 （受験の停止及び合格の取消）</p> <p>第八条 受験者が試験に関し不正の行為をした場合は、知事は、当該不正行為に関係のある者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。 （合格証書）</p> <p>第九条 試験に合格した者には、合格証書（別記第五号様式）を交付するものとする。 （申請書等の様式）</p> <p>第十条 前条までに規定するもののほか、申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 法第五条第一項の規定による調理師名簿 別記第六号様式</p> <p>二 施行令第十一条第一項の規定による調理師名簿訂正申請書 別記第七号様式</p> <p>三 施行令第十二条の規定による調理師名簿登録消除申請書 別記第八号様式</p> <p>四 施行令第十三条第一項の規定による調理師免許証書換交付申請書 別記第九号様式</p> <p>五 施行令第十四条第一項の規定による調理師免許証再交付申請書 別記第十号様式</p> <p>六 施行令第十四条第四項及び第十五条の規定による調理師免許証返納書 別記第十一号様式</p>
--	---